特別養護老人ホーム優先入所申込みにあたって

戸田ほほえみの郷におきましては、厚生労働省及び埼玉県の指針に基づいた入所規則により、入 所申込み手続き等を行っております。優先入所の順番につきましては、入所の必要性を総合的に評 価して決定することとしております。後から申し込んでいたとしても、入所の必要性が高いと判断 された場合は、先の方より早く入所していただくこととなります。

また、埼玉県特別養護老人ホーム優先入所指針の改正に伴い、平成27年4月1日より入所の対象となる方が原則として、要介護3から要介護5の認定を受けている方で、常時介護を必要とし、在宅において介護を受けることが困難な方となっております。

<お申込みの際の提出書類>

- ①<u>「入所申込書」</u>
- ② 「認定調査票 (写)」(お住まいの市町村にお問合せください) ※戸田市役所の場合は2 F 長寿介護課
- ③「介護保険被保険者証(写)」
- ④ 「サービス利用票及び別表(直近3ヶ月分)(写)」 (現在、病院・介護保険施設等に入所中の場合は入所前のもの)
 - ※ 在宅介護サービスを利用した事がない場合は不要です。
- * 初回申込書の内容に変更が生じた場合は、必ず施設にご連絡願います。
 - 例)・介護認定の更新・変更で介護度に変更が生じた場合
 - ⇒ 介護保険証のコピー+認定調査票を提出して下さい
 - 申込み時と介護者の状況に大きく変更がある場合
 - ⇒ 申込書を新しく書き直して再度提出して下さい
 - ・上記2点に変更がある場合で在宅サービスを継続して利用している方
 - ⇒ サービス利用表及び別表(直近3ヶ月)(写)を提出して下さい
 - ・他施設入所が決まった、入所希望者が亡くなった等で取り下げの場合も連絡願います
- * 入所申込書は、内容確認のため当施設まで直接ご持参下さい。
- * 郵送での受付は行っておりません。
- * 申込みに来所される前に、必ずご連絡ください。生活相談員が窓口となります。

お問い合わせ先 特別養護老人ホーム

戸田ほほえみの郷 生活相談員

TEL: 048 (432) 9811